

平成 13 年 9 月 26 日 制定 (国空乗第 2051 号)
令和 2 年 12 月 22 日 一部改正 (国空航第 2715 号)
令和 4 年 3 月 29 日 一部改正 (国空航 3037 号)

航空従事者技能証明等に係る学科試験に合格後、申請とは異なる
技能証明等を新たに申請しようとする場合の取扱いについて

航空従事者技能証明、技能証明の限定変更、計器飛行証明又は操縦教育証明（以下「技能証明等」という。）の資格に係る学科試験に合格した者が当該合格に係る資格以外の資格についての技能証明等を申請しようとする場合は、合格している学科試験が新たに申請しようとする資格に係る学科試験の知識と同等又はそれ以上の場合は当該申請に係る資格の学科試験に合格したものとみなし、下記のとおり取り扱うものとする。

例；定期運送用操縦士の資格に係る学科試験に合格後、申請を事業用操縦士に変更したい場合等

記

1. 適用

適用する資格は次のとおりとする。ただし、合格している学科試験の資格と新たに申請する資格は、計器飛行証明及び操縦教育証明以外は航空機の種類が同一の場合に限る。また、整備士資格にあっては等級限定に係る発動機（ピストン又はタービン）も同一の場合に限る。

合格している学科試験の資格	新たに申請する資格
定期運送用操縦士	事業用操縦士 自家用操縦士
事業用操縦士（滑を除く。）	自家用操縦士（滑を除く。）
事業用操縦士（滑） (新たに申請する資格と異なる等級の動力滑空機)	事業用操縦士（滑）又は自家用操縦士（滑）（合格している学科試験と異なる等級の動力滑空機）
事業用操縦士（滑） 上級滑空機	自家用操縦士（滑） 上級滑空機
自家用操縦士（滑） (新たに申請する資格と異なる等級の動力滑空機)	自家用操縦士（滑） (合格している学科試験と異なる等級の動力滑空機)

合格している学科試験の資格	新たに申請する資格
一等航空士	二等航空士
計器飛行証明（新たに申請する資格と異なる種類の航空機）	計器飛行証明（合格している学科試験の資格と異なる種類の航空機）
操縦教育証明（新たに申請する資格と異なる種類の航空機）	操縦教育証明（合格している学科試験の資格と異なる種類の航空機）
一等航空整備士	二等航空整備士 一等航空運航整備士 二等航空運航整備士
二等航空整備士	二等航空運航整備士
一等航空運航整備士	二等航空運航整備士

2. 申請手続き

新たに申請する資格に係る技能証明等の申請書（添付書類を含む。）及び技能証明等申請資格変更願（別紙様式）を提出させる。

3. 新たな資格についての合格通知

1. により適用された場合は、既に申請している技能証明等に係る学科試験の合格を取り消し、新たに申請のあった技能証明等に係る学科試験に合格したものとして当該申請者に対し合格通知を行う。この場合の学科試験免除についての有効期限に係る起算日は、取り消された技能証明等に係る学科試験の合格を通知した日とする。

4. 報告

この通達を適用して学科試験の合格通知を行った場合は、すみやかに航空局安全部安全政策課乗員資格係長へ報告するものとする。

5. 通達「航空従事者技能証明に係る学科試験に合格した者が、当該合格に係る資格より下級の資格に変更して実地試験を受験しようとする場合の取扱いについて」空乗第 2104 号（平成 12 年 7 月 27 日）は廃止する。

附 則（令和 2 年 12 月 22 日 国空航第 2715 号）

この改正通達は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和4年3月29日 国空航第3037号）

この改正通達は、令和4年4月1日から施行する。

(別紙様式)

年 月 日

技能証明申請資格変更願

東京航空局長殿
大阪

申請者 住所
氏名

1. 現に申請している資格	
2. 上記資格に係る学科試験の合格年月日	
3. 新たに申請しようとする資格	
4. 変更しなければならない理由	
5. 備考	